

青梅市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>○ 基本計画の名称：青梅市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○ 作成主体：東京都青梅市</p> <p>○ 計画期間：平成 28 年 7 月から <u>令和 5 年 3 月 (6 年 9 カ月)</u></p> <p>1. ～ 2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] 中心市街地活性化の目標</p> <p>中心市街地の現状・課題を踏まえ、以下の基本理念および方針に基づいた目標を設定し、各種事業により、目標達成を図ることとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>【基本理念】</b></p> <p>いきいき <b>粹活タウン 青梅宿</b> ～絆と歴史や自然を活かした 住みやすく、訪れたいまち～</p> <p><b>【方針】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①子育て世代から高齢者まで、みんなが健やかに暮らせるまち</p> <p>[取組の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが暮らしやすい住環境の形成</li> <li>・地域コミュニティの場の形成</li> <li>・公共交通によるアクセスの向上</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②住む人、訪れる人が行き交うにぎわいのあるまち</p> <p>[取組の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な商業店舗の充実</li> <li>・個性ある魅力的な店舗の充実</li> <li>・まちの魅力の情報発信</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③青梅宿の歴史と多摩川や永山丘陵の自然にふれながらぶらり歩けるまち</p> <p>[取組の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回遊環境の向上</li> <li>・歴史資源の活用</li> <li>・交流とにぎわいの創出</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標①】 街なか居住の促進 【目標指標①】 居住人口 5,199人(H27) ↓ 5,271人(R4)</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標②】 経済活力の向上 【目標指標②】 新規出店数 14件(年間平均4.7件) (H24-26) ↓ 46件(年間平均7.7件) (H28-R4)</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標③】 回遊性の向上 【目標指標③】 観光案内所来所者数 71.2人/日(H26) ↓ 94人/日(R4) 【参考指標 A】 歩行者通行量 17,523人(H24) ↓ 19,404人(R4) 【参考指標 B】 WiFi接続数 55件(H28.4) ↓ 増加(R5.3)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">中心市街地の区域における数値目標達成のための事業</p> </div>	<p>○ 基本計画の名称：青梅市中心市街地活性化基本計画</p> <p>○ 作成主体：東京都青梅市</p> <p>○ 計画期間：平成 28 年 7 月から <u>令和 4 年 3 月 (5 年 9 カ月)</u></p> <p>1. ～ 2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標</p> <p>[1] 中心市街地活性化の目標</p> <p>中心市街地の現状・課題を踏まえ、以下の基本理念および方針に基づいた目標を設定し、各種事業により、目標達成を図ることとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>【基本理念】</b></p> <p>いきいき <b>粹活タウン 青梅宿</b> ～絆と歴史や自然を活かした 住みやすく、訪れたいまち～</p> <p><b>【方針】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①子育て世代から高齢者まで、みんなが健やかに暮らせるまち</p> <p>[取組の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが暮らしやすい住環境の形成</li> <li>・地域コミュニティの場の形成</li> <li>・公共交通によるアクセスの向上</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②住む人、訪れる人が行き交うにぎわいのあるまち</p> <p>[取組の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な商業店舗の充実</li> <li>・個性ある魅力的な店舗の充実</li> <li>・まちの魅力の情報発信</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③青梅宿の歴史と多摩川や永山丘陵の自然にふれながらぶらり歩けるまち</p> <p>[取組の方向性]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回遊環境の向上</li> <li>・歴史資源の活用</li> <li>・交流とにぎわいの創出</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標①】 街なか居住の促進 【目標指標①】 居住人口 5,199人(H27) ↓ 5,271人(R3)</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標②】 経済活力の向上 【目標指標②】 新規出店数 14件(年間平均4.7件) (H24-26) ↓ 46件(年間平均7.7件) (H28-R3)</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【目標③】 回遊性の向上 【目標指標③】 観光案内所来所者数 71.2人/日(H26) ↓ 94人/日(R3) 【参考指標 A】 歩行者通行量 17,523人(H24) ↓ 19,404人(R3) 【参考指標 B】 WiFi接続数 55件(H28.4) ↓ 増加(R4.3)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">中心市街地の区域における数値目標達成のための事業</p> </div>
<p>(1) ～ (2) 略</p>	<p>(1) ～ (2) 略</p>

[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、計画する各種事業の進捗に基づく一定の効果の発現を考慮し、平成28年7月から令和5年3月までの6年9カ月間とし、最終年度である令和4年度を目標年度とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

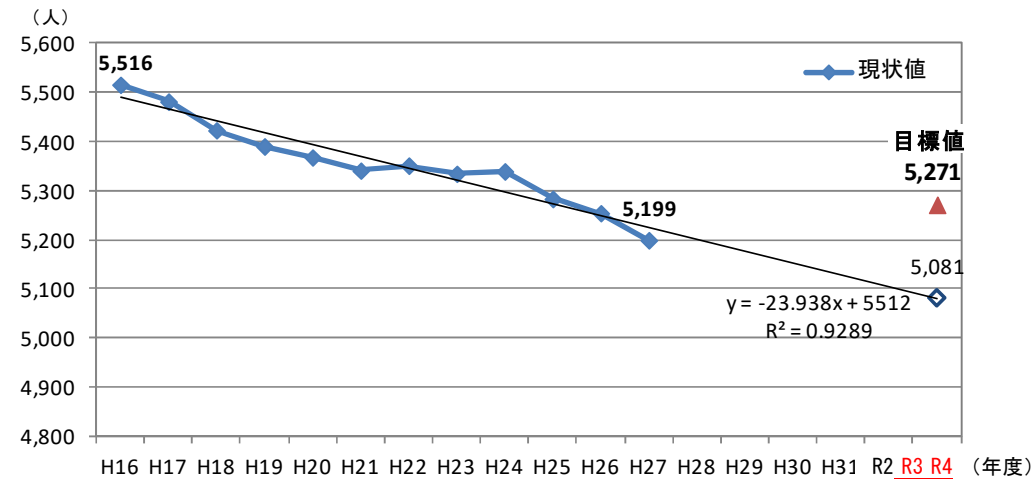
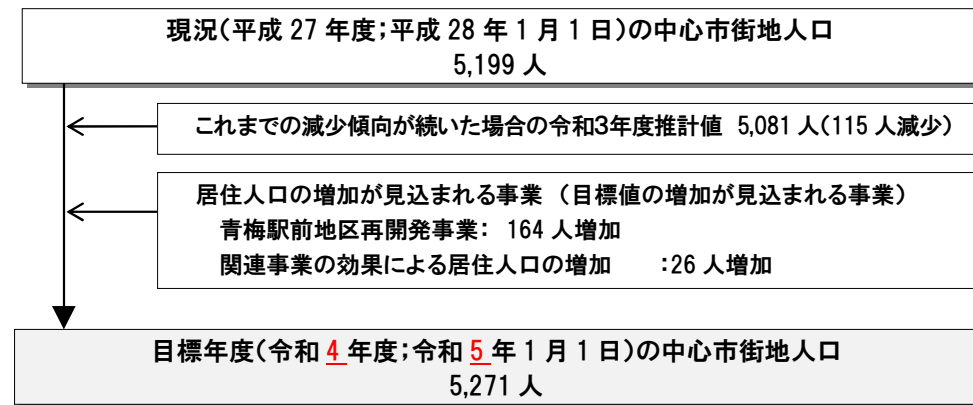
【目標指標①居住人口】 (街なか居住の促進)

① 略

② 数値目標

中心市街地における人口は減少傾向にあり、人口推移のトレンドを捉えると、青梅市中心市街地活性化基本計画の計画最終年度(当初)となる令和3年度(令和4年1月1日)には5,081人になると推計される。

本計画では、減少傾向にある人口に歯止めをかけ、増加に転じることを目的とし、まちなかに暮らす人口を増加させるための事業の実施により、計画最終年度となる令和4年度には5,271人へと居住人口を増加させることを目標とする。



※令和3年度(令和4年1月1日)(当初の計画最終年度)の人口の推計値は、平成16年度から平成27年度までの人口の値(各年度の1月1日時点)から、この傾向で推移すると将来どのような値になるのかを、上記の数式を用い算出した値である。

図3-1 中心市街地の人口の推移と予測

③ 略

④ フォローアップの考え方

居住者人口については、国勢調査と住民基本台帳による集計が想定されるが、国勢調査では随時数値を追うこと

[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、計画する各種事業の進捗に基づく一定の効果の発現を考慮し、平成28年7月から令和4年3月までの5年9カ月間とし、最終年度である令和3年度を目標年度とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

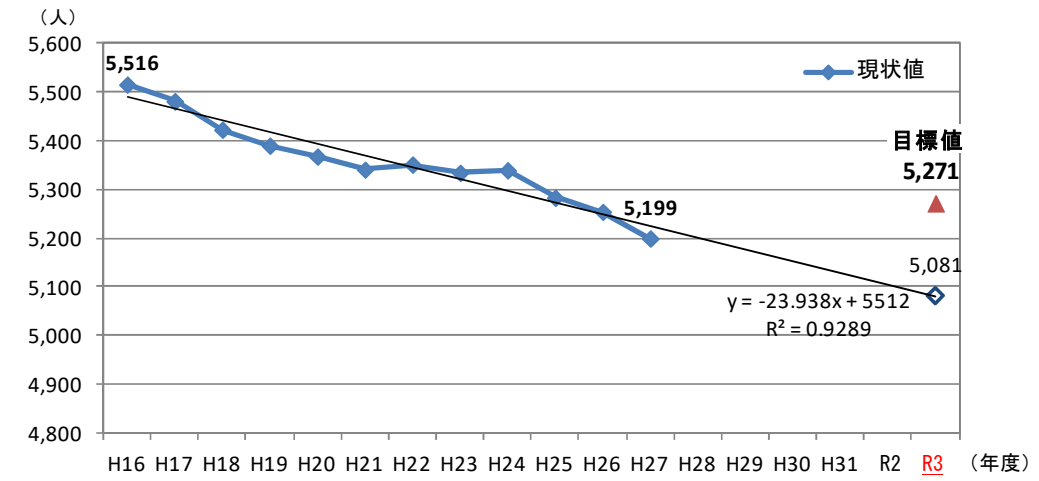
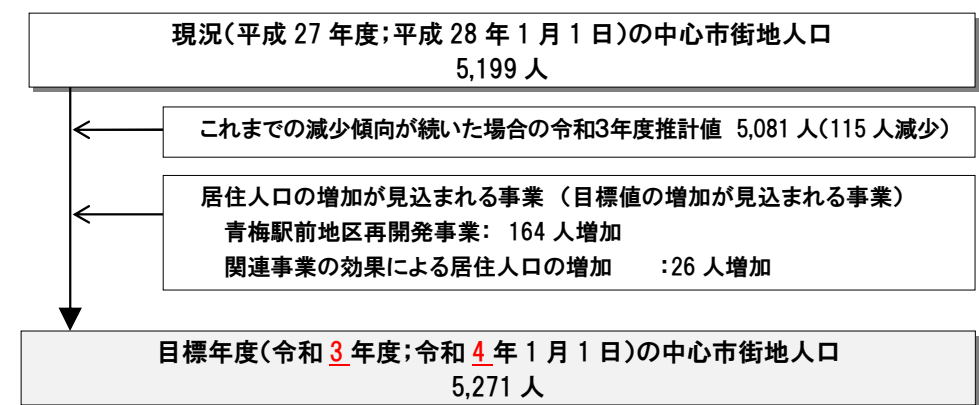
【目標指標①居住人口】 (街なか居住の促進)

① 略

② 数値目標

中心市街地における人口は減少傾向にあり、人口推移のトレンドを捉えると、青梅市中心市街地活性化基本計画の計画最終年度となる令和3年度(令和4年1月1日)には5,081人になると推計される。

本計画では、減少傾向にある人口に歯止めをかけ、増加に転じることを目的とし、まちなかに暮らす人口を増加させるための事業の実施により、計画最終年度となる令和3年度には5,271人へと居住人口を増加させることを目標とする。



※令和3年度(令和4年1月1日)の人口の推計値は、平成16年度から平成27年度までの人口の値(各年度の1月1日時点)から、この傾向で推移すると将来どのような値になるのかを、上記の数式を用い算出した値である。

図3-1 中心市街地の人口の推移と予測

③ 略

④ フォローアップの考え方

居住者人口については、国勢調査と住民基本台帳による集計が想定されるが、国勢調査では随時数値を追うこと

が難しいので、住民基本台帳による集計によって推計値を比較し、減少人口数のモニタリングを行うとともに、青梅駅前地区市街地再開発事業等の計画進捗状況を把握する。

目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和4年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

**【令和4年3月変更時の状況】**

令和2年度フォローアップでは、「目標指標①：居住人口」の目標値5,271人に対し、最新値4,911人（R3.1.1現在）の状況。要因としては、居住人口の大幅な増加を見込んでいた青梅駅前地区市街地再開発事業が、令和3年度時点ではまだ着工に至っていないこと（令和4年度着工予定）、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって新規出店数や回遊性などを含めた中心市街地の活性化が停滞してしまっていることなどが挙げられる。このため、引き続き中心市街地の居住人口について分析を行うとともに、令和4年度より新たに追加する事業や青梅駅前地区市街地再開発事業の着工に伴う中心市街地の活性化により、状況の改善を目指す。

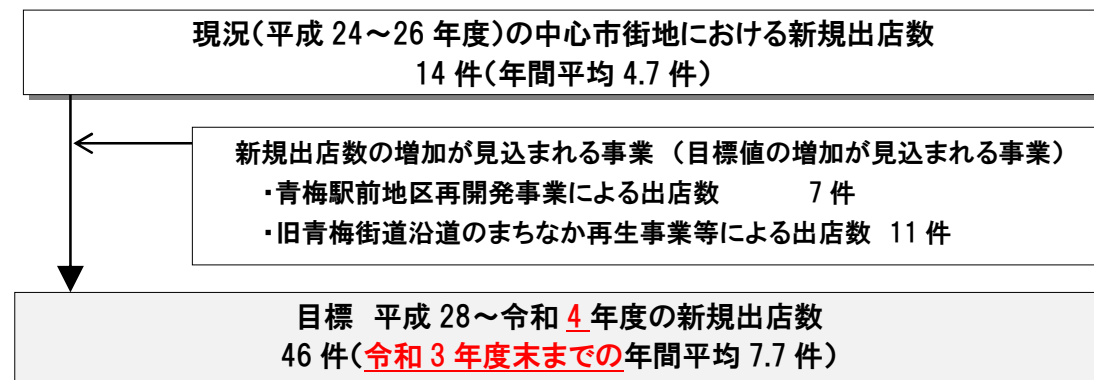
なお、計画の終期については、当初設定していた令和3年度（令和4年3月）から令和4年度（令和5年3月）へ変更されたが、目標値は、令和2年度フォローアップにおいて未達成のため、据え置きとする。

**【目標指標②新規出店数】**（経済活力の向上）

① 略

②数値目標

中心市街地においては、平成24年度から26年度の過去3年間に14件（年間平均4.7件）の新規出店がある。本計画では、新規出店、創業を支援する事業の実施により、計画最終年度となる令和4年度までの新規出店数を46件（当初、計画最終年度であった令和3年度末までの年間平均7.7件）とすることを目標とする。



③ 略

④フォローアップの考え方

青梅商工会議所と協力して、今後も新規出店数の計測を継続していくことでフォローアップを行う。目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和4年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

**【令和4年3月変更時の状況】**

令和2年度フォローアップでは、「目標指標②：新規出店数」の目標値46件に対し、最新値41件（R3年3月現在）

が難しいので、住民基本台帳による集計によって推計値を比較し、減少人口数のモニタリングを行うとともに、青梅駅前地区市街地再開発事業等の計画進捗状況を把握する。

目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和3年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

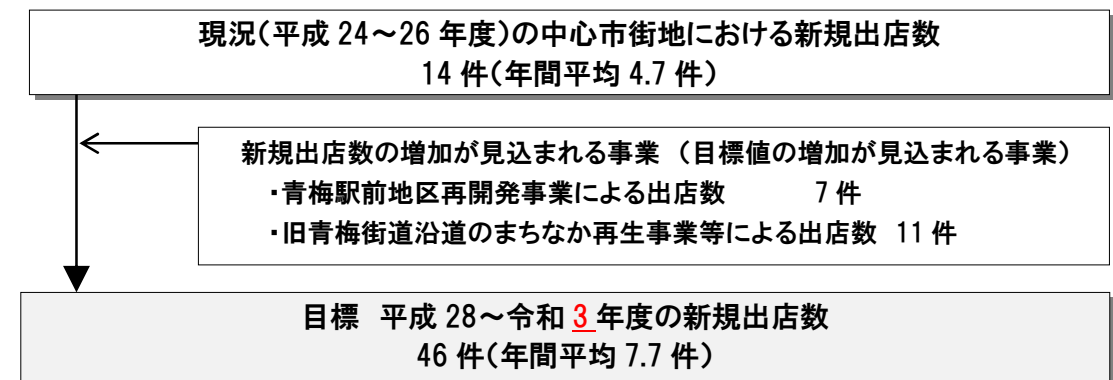
**新規追加**

**【目標指標②新規出店数】**（経済活力の向上）

① 略

②数値目標

中心市街地においては、平成24年度から26年度の過去3年間に14件（年間平均4.7件）の新規出店がある。本計画では、新規出店、創業を支援する事業の実施により、計画最終年度となる令和3年度までの新規出店数を46件（年間平均7.7件）とすることを目標とする。



③ 略

④フォローアップの考え方

青梅商工会議所と協力して、今後も新規出店数の計測を継続していくことでフォローアップを行う。目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和3年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

**新規追加**

の状況であった。当初の最終計画年度である令和3年度末までにこの目標値の達成を見込んでいるところであり、計画の終期が令和3年度（令和4年3月）から令和4年度（令和5年3月）へ変更されたが、目標値は据え置くものとする。

【目標指標③ 観光案内所来所者数】（回遊性の向上）

① 略

② 数値目標

本計画では、中心市街地の観光施設の改修やイベント企画等による来街者の増加により、計画最終年度となる令和4年度の休日1日あたりの平均来所者数を94人/日とすることを目標とする。

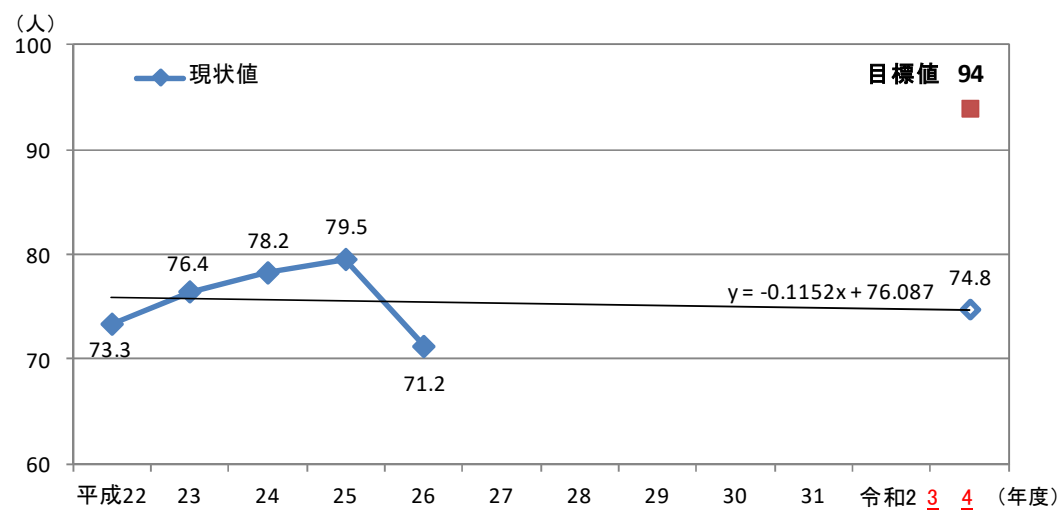
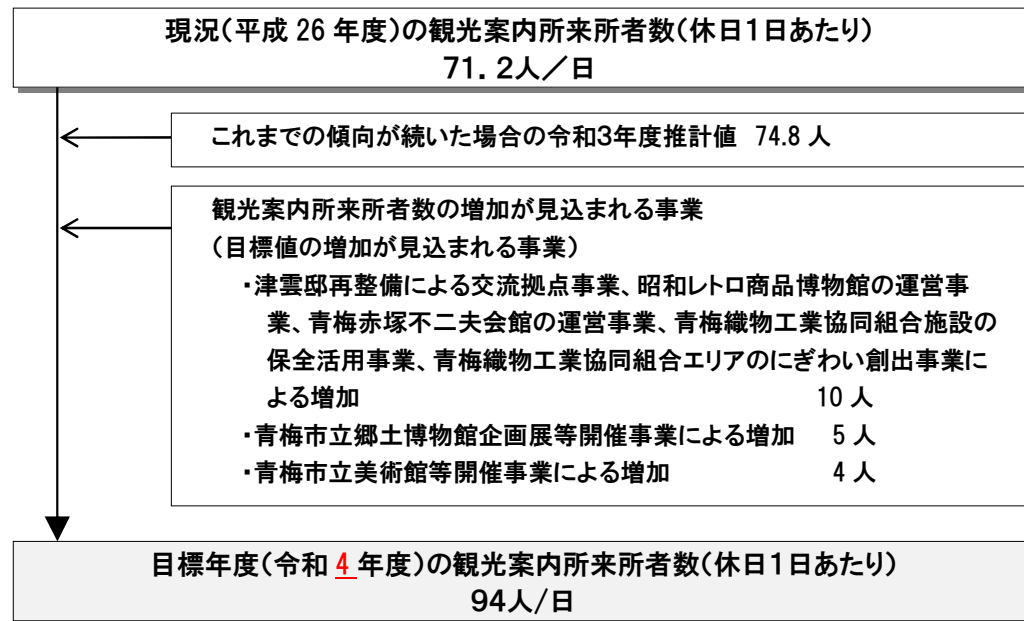


図3-2 観光案内所来所者数（休日1日あたり）の推移と予測

【目標指標③ 観光案内所来所者数】（回遊性の向上）

① 略

② 数値目標

本計画では、中心市街地の観光施設の改修やイベント企画等による来街者の増加により、計画最終年度となる令和3年度の休日1日あたりの平均来所者数を94人/日とすることを目標とする。

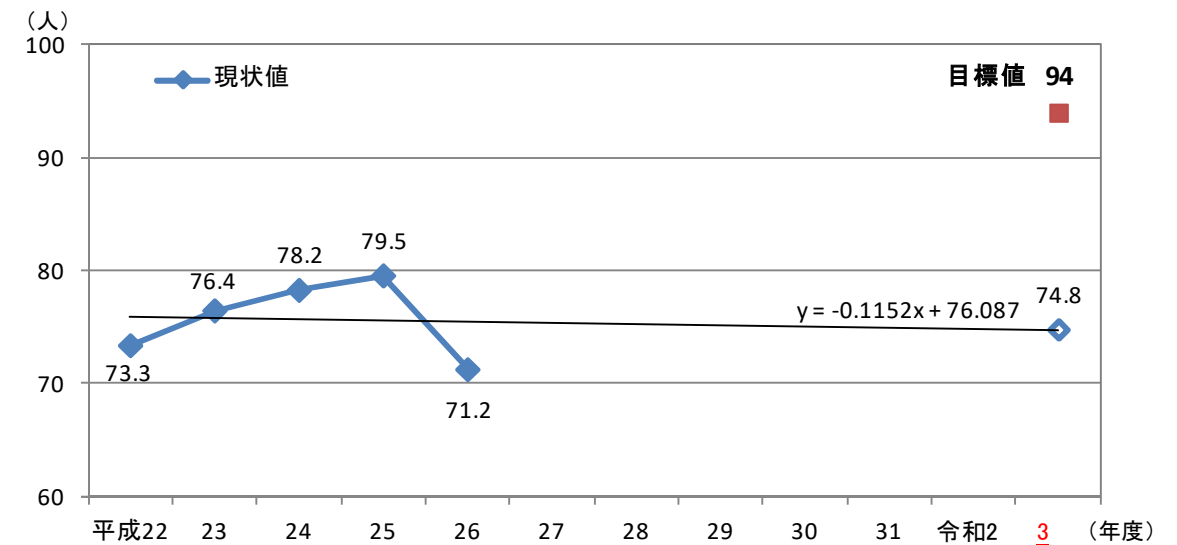
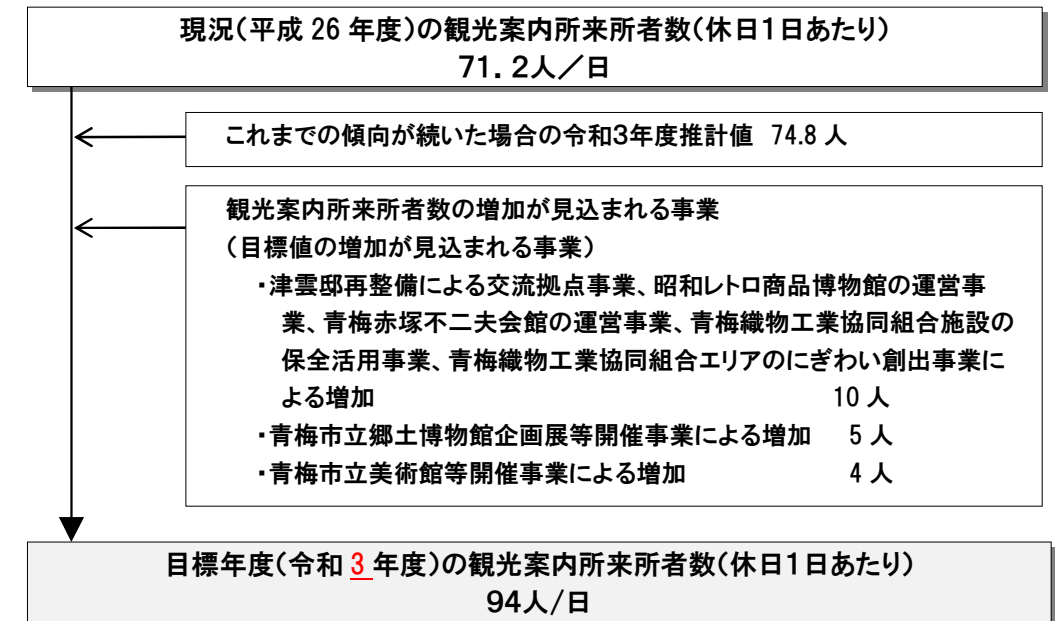


図3-2 観光案内所来所者数（休日1日あたり）の推移と予測

③ 略

④フォローアップの考え方

観光案内所来所者数については、毎年、モニタリングを行うとともに、各種施設の改修、運営事業の事業効果の検証によりフォローアップを行う。

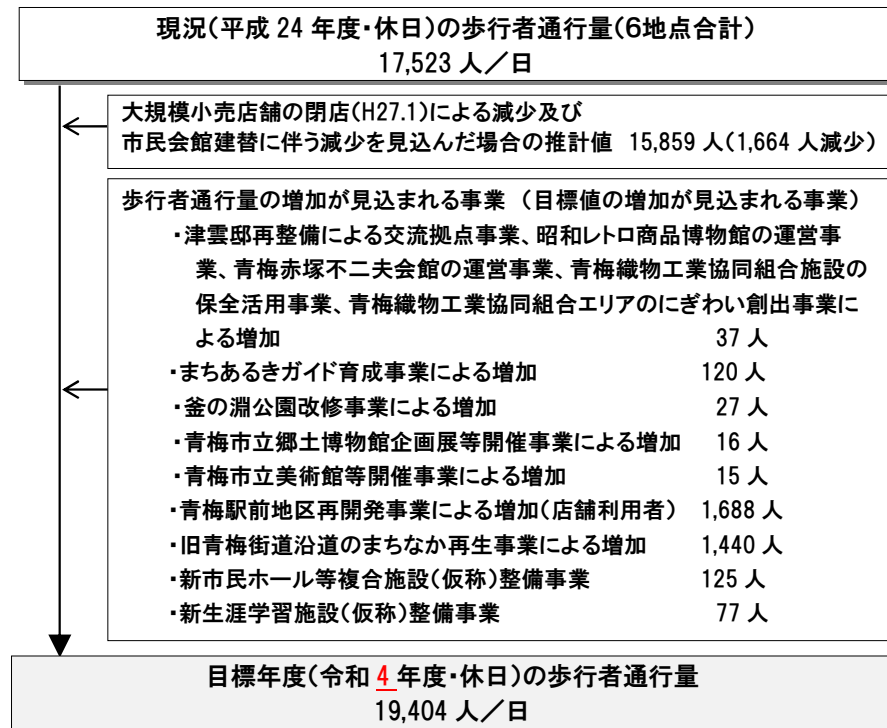
目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和4年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

【目標指標③（参考指標） 歩行者通行量】（回遊性の向上）

① 略

②数値目標

本計画では、中心市街地の観光施設のイベント企画やまちあるきガイド等による来街者の増加、居住人口の増加、新規出店による来客の増加により、計画最終年度となる令和4年度の歩行者通行量（休日）を19,404人/日とすることを目標とする。



③ 略

④フォローアップの考え方

歩行者通行量については、適宜、モニタリングを行うとともに、各種施設の改修、運営事業、旧青梅街道沿道のまちなか再生事業等の事業効果の検証、青梅駅前地区市街地再開発事業の進捗状況の把握によりフォローアップを行う。

目標の達成状況については適宜、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計

③ 略

④フォローアップの考え方

観光案内所来所者数については、毎年、モニタリングを行うとともに、各種施設の改修、運営事業の事業効果の検証によりフォローアップを行う。

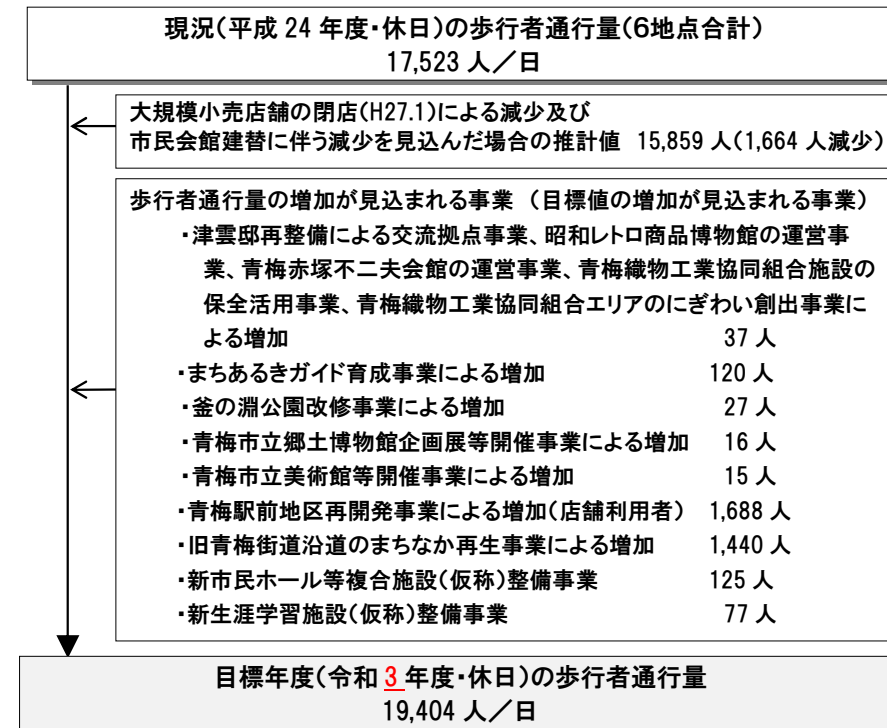
目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和3年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

【目標指標③（参考指標） 歩行者通行量】（回遊性の向上）

① 略

②数値目標

本計画では、中心市街地の観光施設のイベント企画やまちあるきガイド等による来街者の増加、居住人口の増加、新規出店による来客の増加により、計画最終年度となる令和3年度の歩行者通行量（休日）を19,404人/日とすることを目標とする。



③ 略

④フォローアップの考え方

歩行者通行量については、適宜、モニタリングを行うとともに、各種施設の改修、運営事業、旧青梅街道沿道のまちなか再生事業等の事業効果の検証、青梅駅前地区市街地再開発事業の進捗状況の把握によりフォローアップを行う。

目標の達成状況については適宜、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計



画期間の最終年度である令和 4 年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

【目標指標③（参考指標） W i F i 接続数】 （回遊性の向上）

① ～ ② 略

③フォローアップの考え方

接続数データについて、設置事業者から毎月、前月分の計測数の報告を継続的に受けていくとともに、目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和 4 年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

【令和 4 年 3 月変更時の状況】

令和 2 年度のフォローアップにおいては、「目標指標③：観光案内所来所者数」の目標値 94 人／日に対し、最新値 52 人／日（R2 年度実績）の状況であった。目標値を大きく下回った要因として、新型コロナウイルス感染拡大に伴い例年よりも観光客数が大きく減少したこと、「青梅大祭」（来場者数：例年約 146,000 人）「青梅市納涼花火大会」（来場者数：例年約 16,000 人）等が中止となったこと等が考えられる。

その中で、以下の事業等を新たに基本計画に追加し、中心市街地における回遊性の向上を図ることにより、観光案内所来所者数の目標値を令和 4 年度に達成することを目指す。

・映画館整備・運営事業（シネマネコ）（事業内容：青梅織物工業協同組合の保有する国有形文化財を活用し、青梅市に約 50 年振りとなる映画館を整備・運営することにより、中心市街地のにぎわいを創出する。）

・東栄会商店街シールラリー事業（事業内容：協同組合東栄会が、新たな映画館「シネマネコ」と連携し、東栄会商店街での買い物によりシールを貯め、シネマネコのアイテムやチケットと交換を行うシールラリーを行う。）

・「青梅時間プロジェクト」事業（事業内容：まちづくり会社が、観光案内所を兼ねたカフェ、シェアオフィス、日本式木造住宅の民泊スペースの機能を有する建物を借り上げ、これを整備し事業者へのサブリースを行うことにより、新しいまちなか滞在の提案を行う。）

・地域活性化情報発信事業（事業内容：民間事業者が、青梅市の地域活性化につながる地域密着型の情報発信イベントを開催し、中心市街地のにぎわいを創出する。）

・大学生との連携による活性化事業（事業内容：「中心市街地活性化」等をテーマとして、大学生のフィールドワークを通じた地域との交流を実施。活性化策の提案や動画作成等を行う。）

なお、上記の通り対応することから、計画の終期については、当初設定していた令和 3 年度（令和 4 年 3 月）から令和 4 年度（令和 5 年 3 月）へ変更されたが、目標値は据え置くものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] ～ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業 <b>内容：</b> 青梅駅前地区（本町地区約	青梅駅前地区市街地再開発組合	青梅駅前周辺の老朽化した施設群を新たに都市再開発法に基づく市街地再開発事業により更新する。 「高質な駅前空間・駅前環境	<b>支援措置の内容：</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	

画期間の最終年度である令和 3 年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

【目標指標③（参考指標） W i F i 接続数】 （回遊性の向上）

① ～ ② 略

③フォローアップの考え方

接続数データについて、設置事業者から毎月、前月分の計測数の報告を継続的に受けていくとともに、目標の達成状況については毎年度、検証を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置等を講じる。さらに、計画期間の最終年度である令和 3 年度末についても、再度検証を行う。また、調査結果については、適宜中心市街地活性化協議会に報告を行う。

新規追加

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] ～ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業 <b>内容：</b> 青梅駅前地区（本町地区約	青梅駅前地区市街地再開発組合	青梅駅前周辺の老朽化した施設群を新たに都市再開発法に基づく市街地再開発事業により更新する。 「高質な駅前空間・駅前環境	<b>支援措置の内容：</b> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）	

0.5ha) での第一種市街地再開発による商業・住宅・駐車場・公共公益施設・周辺道路の整備 <b>実施時期:</b> 平成28年度～ 令和4年度	の創出」、青梅の歴史・文化・自然を活かした「商業と住宅の高度な融合環境の創造」、また「奥多摩観光の拠点」等、地域や観光客からのニーズを踏まえ、持続可能なまちなか空間と、青梅らしい駅前空間の再生を図る。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>実施時期:</b> 平成28年度～ 令和4年度	
---	--	----------------------------------	--

0.5ha) での第一種市街地再開発による商業・住宅・駐車場・公共公益施設・周辺道路の整備 <b>実施時期:</b> 平成28年度～ 令和3年度	の創出」、青梅の歴史・文化・自然を活かした「商業と住宅の高度な融合環境の創造」、また「奥多摩観光の拠点」等、地域や観光客からのニーズを踏まえ、持続可能なまちなか空間と、青梅らしい駅前空間の再生を図る。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>実施時期:</b> 平成28年度～ 令和3年度	
---	--	----------------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名:</b> 景観まちづくり事業 <b>内容:</b> 道路の美装化等 <b>実施時期:</b> 平成19年度～	青梅市、青梅宿の景観を育む会	地元の景観まちづくり市民団体と連携を図りながら、道路の美装化、住宅の修景、児童遊園の施設整備などを行う。このことにより、青梅駅周辺の様々な時代の歴史的建築物との調和と周辺の山なみへの眺めの保全を図り、良好な街なみ景観を形成する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 社会資本整備 総合交付金（街なみ環境整備事業） <b>実施時期:</b> 平成28年度～ 令和元年度	
<b>事業名:</b> 健康と歴史・文化の路整備事業 <b>内容:</b> 市道の整備 <b>実施時期:</b> 平成23年度～	青梅市	「青梅市健康と歴史・文化の路」整備事業計画により選定された優先整備道路から、舗装等の素材、デザインの違いや構成により、視覚的に歩行者と車両の空間区分を創出し、歩行者や住民にとって安全で安心な道路整備を進める。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 社会資本整備 総合交付金（街なみ環境整備事業） <b>実施時期:</b> 平成28年度～ 平成30年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名:</b> 景観まちづくり事業 <b>内容:</b> 道路の美装化等 <b>実施時期:</b> 平成19年度～	青梅市、青梅宿の景観を育む会	地元の景観まちづくり市民団体と連携を図りながら、道路の美装化、住宅の修景、児童遊園の施設整備などを行う。このことにより、青梅駅周辺の様々な時代の歴史的建築物との調和と周辺の山なみへの眺めの保全を図り、良好な街なみ景観を形成する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 社会資本整備 総合交付金（街なみ環境整備事業） <b>実施時期:</b> 平成28年度～ 令和3年度	
<b>事業名:</b> 健康と歴史・文化の路整備事業 <b>内容:</b> 市道の整備 <b>実施時期:</b> 平成23年度～	青梅市	「青梅市健康と歴史・文化の路」整備事業計画により選定された優先整備道路から、舗装等の素材、デザインの違いや構成により、視覚的に歩行者と車両の空間区分を創出し、歩行者や住民にとって安全で安心な道路整備を進める。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 社会資本整備 総合交付金（街なみ環境整備事業） <b>実施時期:</b> 平成28年度～ 令和3年度	

(3) 略

(3) 略

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名:</b>	青梅市	一方通行区間（約80m）であ	<b>支援措置の内容:</b>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名:</b>	青梅市	一方通行区間（約80m）であ	<b>支援措置の内容:</b>	

都市計画道路3・5・26号(永山グランド線)の整備事業 <b>内容:</b> 用地取得、工事、電線地中化等 延長 L=180m 幅員 W=12m <b>実施時期:</b> 平成22年度～		る計画地を防災および交通安全上からも相互通行として整備し、中心市街地の交通利便性、防災、安全を強化する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	東京都市町村土木補助事業 <b>実施時期:</b> 平成28年度～令和4年度		都市計画道路3・5・26号(永山グランド線)の整備事業 <b>内容:</b> 用地取得、工事、電線地中化等 延長 L=180m 幅員 W=12m <b>実施時期:</b> 平成22年度～		る計画地を防災および交通安全上からも相互通行として整備し、中心市街地の交通利便性、防災、安全を強化する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	東京都市町村土木補助事業 <b>実施時期:</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名:</b> 都市計画道路3・5・5号(新奥多摩街道線)の整備事業 <b>内容:</b> 用地取得、工事、電線地中化等 延長 L=450m 幅員 W=15m <b>実施時期:</b> 平成21年度～	青梅市	中心市街地を東西に貫く同線について、電線類の地中化や、周辺の景観まちづくりと連動した整備を進めることで、中心市街地の住環境の向上、アクセスの向上に寄与する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 新みちづくり・まちづくりパートナー事業 <b>実施時期:</b> 平成28年度～令和4年度		<b>事業名:</b> 都市計画道路3・5・5号(新奥多摩街道線)の整備事業 <b>内容:</b> 用地取得、工事、電線地中化等 延長 L=450m 幅員 W=15m <b>実施時期:</b> 平成21年度～	青梅市	中心市街地を東西に貫く同線について、電線類の地中化や、周辺の景観まちづくりと連動した整備を進めることで、中心市街地の住環境の向上、アクセスの向上に寄与する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 新みちづくり・まちづくりパートナー事業 <b>実施時期:</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名:</b> 都市計画道路3・5・24号(根ヶ布・長淵線)の整備事業 <b>内容:</b> 延長 L=353m 幅員 W=12m <b>実施時期:</b> 平成23年度～	青梅市	中心市街地に至る南北方向の同線において、中心市街地を東西方向に貫く幹線道路間との連絡性を向上させ、中心市街地のアクセスの向上に寄与する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 東京都市町村土木補助事業 <b>実施時期:</b> 平成28年度～令和4年度		<b>事業名:</b> 都市計画道路3・5・24号(根ヶ布・長淵線)の整備事業 <b>内容:</b> 延長 L=353m 幅員 W=12m <b>実施時期:</b> 平成23年度～	青梅市	中心市街地に至る南北方向の同線において、中心市街地を東西方向に貫く幹線道路間との連絡性を向上させ、中心市街地のアクセスの向上に寄与する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容:</b> 東京都市町村土木補助事業 <b>実施時期:</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名:</b> 道標の整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<b>事業名:</b> 道標の整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<b>事業名:</b> 釜の淵公園改修事業 <b>内容:</b> 釜の淵公園周辺エリアの整備 <b>実施時期:</b> 平成29年度～令和4年度	青梅市	多摩川の水辺と河岸の緑といった自然に直接触れ合えるとともに、現在、休日、夏季等を中心に多くの集客がある釜の淵公園の周辺エリアの再整備を実施し、自然環境を活かしたアウトドア拠点としての活用を図る。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。			<b>事業名:</b> 釜の淵公園改修事業 <b>内容:</b> 釜の淵公園周辺エリアの整備 <b>実施時期:</b> 平成29年度～令和3年度	青梅市	多摩川の水辺と河岸の緑といった自然に直接触れ合えるとともに、現在、休日、夏季等を中心に多くの集客がある釜の淵公園の周辺エリアの再整備を実施し、自然環境を活かしたアウトドア拠点としての活用を図る。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
<b>事業名:</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業にかかると地籍整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)		<b>事業名:</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業にかかると地籍整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	



5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項  
[1]～[2] (1)略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業【再掲】 <b>内容：</b> 青梅駅前地区(本町地区約0.5ha)での第一種市街地再開発による商業・住宅・駐車場・公共公益施設・周辺道路の整備 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度	青梅駅前地区市街地再開発組合	青梅駅前周辺の老朽化した施設群を新たに都市再開発法に基づく市街地再開発事業により更新する。 「高質な駅前空間・駅前環境の創出」、青梅の歴史・文化・自然を活かした「商業と住宅の高度な融合環境の創造」、また「奥多摩観光の拠点」等、地域や観光客からのニーズを踏まえ、持続可能なまちなか空間と、青梅らしい駅前空間の再生を図る。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度	
<b>事業名：</b> 新市民ホール等複合施設(仮称)整備事業 <b>事業内容：</b> 文化ホールに加え、官庁機能を集約した複合施設の建設 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度	青梅市	東青梅駅南口にある市の諸事業予定地において、新市民ホールの他、官庁機能を集約した複合施設を整備することで、にぎわいの創出を図る。 これは、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> <u>社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業)</u> <b>実施時期：</b> 平成29年度～令和4年度	
<b>事業名：</b> 新生涯学習施設(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> <u>休日夜間診療所整備事業</u> <b>内容：</b>	<u>青梅市</u>	<u>既に市役所や西多摩保健所が建てられている東青梅駅周辺に、発熱患者に対応する機能を</u>	<b>支援措置の内容：</b> <u>新型コロナウイルス感染症</u>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項  
[1]～[2] (1)略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業【再掲】 <b>内容：</b> 青梅駅前地区(本町地区約0.5ha)での第一種市街地再開発による商業・住宅・駐車場・公共公益施設・周辺道路の整備 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	青梅駅前地区市街地再開発組合	青梅駅前周辺の老朽化した施設群を新たに都市再開発法に基づく市街地再開発事業により更新する。 「高質な駅前空間・駅前環境の創出」、青梅の歴史・文化・自然を活かした「商業と住宅の高度な融合環境の創造」、また「奥多摩観光の拠点」等、地域や観光客からのニーズを踏まえ、持続可能なまちなか空間と、青梅らしい駅前空間の再生を図る。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名：</b> 新市民ホール等複合施設(仮称)整備事業 <b>事業内容：</b> 文化ホールに加え、官庁機能を集約した複合施設の建設 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	青梅市	東青梅駅南口にある市の諸事業予定地において、新市民ホールの他、官庁機能を集約した複合施設を整備することで、にぎわいの創出を図る。 これは、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> <u>社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業)</u> <b>実施時期：</b> 平成29年度～令和3年度	
<b>事業名：</b> 新生涯学習施設(仮称)整備事業 (略)	(略)	(略)	令和3年度	(略)

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 略

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				

福祉・医療施設の集積 実施時期： 令和3年度～		備えた「青梅市休日夜間診療所」 を新設・運営し、行政サービス のさらなる集積・充実を図る。 これは目標①「街なか居住の 促進」の達成に必要な事業であ る。	対応地方創生 臨時交付金 実施時期： 令和3年度	
-------------------------------	--	--	-----------------------------------	--

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 東京都西多摩保健所建設 事業 <b>内容：</b> 福祉・医療施設の集積 <b>実施時期：</b> 平成26年度～ 令和元年度	東京都	行政サービス機能の集積を推進するため、業務核都市として官公庁サービスの利便性の高い東青梅駅周辺の日本ケミコン跡地に重要な行政サービス機関である西多摩保健所を誘致する。 これは目標①「街なか居住の促進」の達成に必要な事業である。		
<b>事業名：</b> 空き店舗を活用した子育て支援施設の運営事業 (略)	(略)	(略)		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業 <b>【再掲】</b> <b>内容：</b> 青梅駅前地区(本町地区約0.5ha)での第一種市街地再開発による商業・住宅・駐車場・公共公益施設・周辺道路の整備 <b>実施時期：</b> 平成28年度～ 令和4年度	青梅駅前地区市街地再開発組合	青梅駅前周辺の老朽化した施設群を新たに都市再開発法に基づく市街地再開発事業により更新する。 「高質な駅前空間・駅前環境の創出」、青梅の歴史・文化・自然を活かした「商業と住宅の高度な融合環境の創造」、また「奥多摩観光の拠点」等、地域や観光客からのニーズを踏まえ、持続可能なまちなか空間と、青梅らしい駅前空間の再生を図る。 これは目標①「街なか居住の	<b>支援措置の内容：</b> 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) <b>実施時期：</b> 平成28年度～ 令和4年度	

--	--	--	--	--

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 東京都西多摩保健所建設 事業 <b>内容：</b> 福祉・医療施設の集積 <b>実施時期：</b> 平成26年度～ 令和3年度	東京都	行政サービス機能の集積を推進するため、業務核都市として官公庁サービスの利便性の高い東青梅駅周辺の日本ケミコン跡地に重要な行政サービス機関である西多摩保健所を誘致する。 これは目標①「街なか居住の促進」の達成に必要な事業である。		
<b>事業名：</b> 空き店舗を活用した子育て支援施設の運営事業 (略)	(略)	(略)		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅駅前地区市街地再開発事業 <b>【再掲】</b> <b>内容：</b> 青梅駅前地区(本町地区約0.5ha)での第一種市街地再開発による商業・住宅・駐車場・公共公益施設・周辺道路の整備 <b>実施時期：</b> 平成28年度～ 令和3年度	青梅駅前地区市街地再開発組合	青梅駅前周辺の老朽化した施設群を新たに都市再開発法に基づく市街地再開発事業により更新する。 「高質な駅前空間・駅前環境の創出」、青梅の歴史・文化・自然を活かした「商業と住宅の高度な融合環境の創造」、また「奥多摩観光の拠点」等、地域や観光客からのニーズを踏まえ、持続可能なまちなか空間と、青梅らしい駅前空間の再生を図る。 これは目標①「街なか居住の	<b>支援措置の内容：</b> 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) <b>実施時期：</b> 平成28年度～ 令和3年度	

		促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
--	--	---	--	--

(2) ②～(3) 略

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> <u>移住・定住コンシェルジュ事業</u> <b>内容：</b> <u>市内への移住経験者による相談・地域情報の提供</u> <b>実施時期：</b> <u>令和4年度～</u>	青梅市	<u>市内の移住経験者を「移住・定住コンシェルジュ」として委嘱し、青梅市へ移住を検討している方に対し、相談対応や地域情報の提供などを行うことにより、心理的サポートや移住後の円滑な地域定着を図る。</u> <u>これは目標①「街なか居住の促進」の達成に必要な事業である。</u>		
<b>事業名：</b> <u>「おためしおうめ生活」事業</u> <b>内容：</b> <u>市内への移住検討者の宿泊体験費用を補助</u> <b>実施時期：</b> <u>令和4年度～</u>	青梅市	<u>「おためしおうめ生活」と銘打ち、市内への移住を検討する方に対し、既存の市内宿泊施設（民泊施設含む）の宿泊費用を補助する。これにより青梅市での生活を体験し、移住の判断材料としていただく。</u> <u>これは目標①「街なか居住の促進」の達成に必要な事業である。</u>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅市納涼大会事業 <b>内容：</b> 納涼花火大会の実施 <b>実施時期：</b> 昭和23年～	青梅市納涼大会実行委員会	毎年8月の第一土曜日に納涼花火大会を開催し、周辺エリアの観客の鑑賞に供する。 これは観光客、市民を中心市街地に集客することにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 中心市街地活性化ソフト事業 <b>実施時期：</b> <u>平成28年7月～令和5年3月</u>	<u>区域内外</u>

		促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
--	--	---	--	--

(2) ②～(3) 略

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				
<u>新規追加</u>				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅市納涼大会事業 <b>内容：</b> 納涼花火大会の実施 <b>実施時期：</b> 昭和23年～	青梅市納涼大会実行委員会	毎年8月の第一土曜日に納涼花火大会を開催し、周辺エリアの観客の鑑賞に供する。 これは観光客、市民を中心市街地に集客することにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 中心市街地活性化ソフト事業 <b>実施時期：</b> <u>平成28年度～令和3年度</u>	

<b>事業名：</b> 青梅駅前観光案内所運営事業 <b>内容：</b> 周辺エリアの観光案内 <b>実施時期：</b> 平成12年～	青梅市観光協会	青梅駅前にある観光案内所において、周辺エリアの観光施設、店舗等の案内を行うとともに、観光パンフレット等の配布を行う。 これは観光客、市民を中心市街地に集客することにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 中心市街地活性化ソフト事業 <b>実施時期：</b> <u>平成28年7月～令和5年3月</u>	<u>区域内</u>	<b>事業名：</b> 青梅駅前観光案内所運営事業 <b>内容：</b> 周辺エリアの観光案内 <b>実施時期：</b> 平成12年～	青梅市観光協会	青梅駅前にある観光案内所において、周辺エリアの観光施設、店舗等の案内を行うとともに、観光パンフレット等の配布を行う。 これは観光客、市民を中心市街地に集客することにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 中心市街地活性化ソフト事業 <b>実施時期：</b> <u>平成28年度～令和3年度</u>	
<b>事業名：</b> 観光案内パンフ、看板作成事業 <b>内容：</b> パンフレット作成、案内板の整備 <b>実施時期：</b> 平成29年度～	青梅市	市内の花の名所や旧跡、美術館、ミュージアム等を結ぶウォーキングコース、バスルートなどの観光案内パンフレットの作成および案内板の整備を進め、歩いて巡る周遊型観光の振興を図る。 これは各種イベント、商業施設、観光施設とタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 中心市街地活性化ソフト事業 <b>実施時期：</b> <u>平成29年4月～令和5年3月</u>	<u>区域内</u>	<b>事業名：</b> 観光案内パンフ、看板作成事業 <b>内容：</b> パンフレット作成、案内板の整備 <b>実施時期：</b> 平成29年度～	青梅市	市内の花の名所や旧跡、美術館、ミュージアム等を結ぶウォーキングコース、バスルートなどの観光案内パンフレットの作成および案内板の整備を進め、歩いて巡る周遊型観光の振興を図る。 これは各種イベント、商業施設、観光施設とタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 中心市街地活性化ソフト事業 <b>実施時期：</b> <u>平成29年度～令和3年度</u>	
<b>事業名：</b> 旧青梅街道沿道のまちなか再生事業 <b>内容：</b> 「アキテンポ不動産」（空き店舗・空き家のマネジメント）等によるまちなみ再生 <b>実施時期：</b> 平成28年度～	(株)まちづくり青梅	旧青梅街道沿道の地域特性である河岸段丘の地形を利用した景観、中庭を用意した空き店舗・空き家を活用したまちなか再生を推進する。具体的にはまちづくり会社を中心に、空き店舗の所有者と出店希望者のマッチングや斡旋を、中心市街地全体を見据えたタウンマネジメントのもと行うとともに、空き店舗・空き家の所有者からまちづくり会社が物件を借り受け、自社負担で改修を行い、出店希望者に転貸して空き店舗の活用と新規開業を促進する「アキテンポ不動産」の実施等、効果的なテナント・業種を考慮したマネジメントを推進していく。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的の事業 <b>実施時期：</b> 平成30年度		<b>事業名：</b> 旧青梅街道沿道のまちなか再生事業 <b>内容：</b> 「アキテンポ不動産」（空き店舗・空き家のマネジメント）等によるまちなみ再生 <b>実施時期：</b> 平成28年度～	(株)まちづくり青梅	旧青梅街道沿道の地域特性である河岸段丘の地形を利用した景観、中庭を用意した空き店舗・空き家を活用したまちなか再生を推進する。具体的にはまちづくり会社を中心に、空き店舗の所有者と出店希望者のマッチングや斡旋を、中心市街地全体を見据えたタウンマネジメントのもと行うとともに、空き店舗・空き家の所有者からまちづくり会社が物件を借り受け、自社負担で改修を行い、出店希望者に転貸して空き店舗の活用と新規開業を促進する「アキテンポ不動産」の実施等、効果的なテナント・業種を考慮したマネジメントを推進していく。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的の事業 <b>実施時期：</b> 平成30年度～ <u>令和3年度</u>	
<u>(4)へ移設</u>					<b>事業名：</b> <u>マルシェ常設化事業</u> <b>内容：</b> <u>市有地を活用したマルシ</u>	<u>(株)まちづくり青梅民間事業者</u>	<u>まちづくり会社を中心に市民、事業者が企画・参加し、地域の魅力ある個々の商品や日用品を販売するマルシェを常設化し、広場</u>	<b>支援措置の内容：</b> <u>地域・まちなか商業活性化支</u>	



事業名： 青梅織物工業協同組合施設の保全活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： タウンマネージャー設置事業 内容： 中心市街地の活性化に向け専門人材による支援 実施時期： 平成26年度～	青梅商工会議所	青梅市中心市街地活性化協議会にタウンマネージャーを設置し、各種事業の調整、推進を図るとともに、新たな事業を創出する。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち専門人材活用支援事業 実施時期： 平成28年度～ <u>平成30</u> 年度	
事業名： 商業・商店街活性化アドバイザー活用事業 内容： 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家派遣 実施時期： 平成28年度～	青梅市中心市街地活性化協議会（株）まちつくり青梅	青梅市中心市街地活性化協議会の運営や、商業・商店街の活性化、販路開拓等に係るアドバイスを専門家から受ける。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 実施時期： 令和 <u>4</u> 年度	

エの開催 実施時期： <u>平成28</u> 年度～		としても整備することで、市街地における買い物利便性および回遊性の向上を図る。 これは、まちなかの賑わいを創出し、中心市街地の魅力を向上させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事业 実施時期： <u>平成30</u> 年度～ <u>令和3</u> 年度	
事業名： 青梅織物工業協同組合施設の保全活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： タウンマネージャー設置事業 内容： 中心市街地の活性化に向け専門人材による支援 実施時期： 平成26年度～	青梅商工会議所	青梅市中心市街地活性化協議会にタウンマネージャーを設置し、各種事業の調整、推進を図るとともに、新たな事業を創出する。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業）のうち専門人材活用支援事業 実施時期： 平成28年度～ <u>令和3</u> 年度	
事業名： 商業・商店街活性化アドバイザー活用事業 内容： 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家派遣 実施時期： 平成28年度～	青梅市中心市街地活性化協議会（株）まちつくり青梅	青梅市中心市街地活性化協議会の運営や、商業・商店街の活性化、販路開拓等に係るアドバイスを専門家から受ける。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 実施時期： 平成28年度～ 令和 <u>3</u> 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> <u>映画館整備・運営事業（シネマネコ）</u> <b>内容：</b> <u>映画館の整備等</u> <b>実施時期：</b> <u>令和2年度～</u>	民間事業者	<u>青梅織物工業協同組合の保有する国有形文化財を活用し、青梅市に約50年振りとなる映画館を整備・運営することにより、中心市街地のにぎわいを創出する。</u> <u>これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。</u>	<b>支援措置の内容：</b> <u>商店街活性化・観光消費創出事業</u> <b>実施時期：</b> <u>令和2年度</u>	

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 津雲邸再整備による交流拠点事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 創業支援コワーキングスペース設置・運営事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 買い物いこいの広場の再整備事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 空店舗活性化事業(チャレンジショップ) <b>内容：</b> 地域住民が相互に交流する場の創出 <b>実施時期：</b> <u>平成23年度～</u> <u>平成29年度</u>	地域商店会	中心市街地のなかで地域住民が相互に交流し、生き生きとした暮らしを実現するために、中心市街地内に存在する空き店舗を利用したコミュニティスペースの運営を行う。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～平成29年度	
<b>事業名：</b> 商店街装飾灯維持事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 防犯カメラ設置事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b>	地域商店会	勝沼町・西分町の商店で構成	<b>支援措置の内</b>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 津雲邸再整備による交流拠点事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 創業支援コワーキングスペース設置・運営事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 買い物いこいの広場の再整備事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 空店舗活性化事業(チャレンジショップ) <b>内容：</b> 地域住民が相互に交流する場の創出 <b>実施時期：</b> 平成23年度	地域商店会	中心市街地のなかで地域住民が相互に交流し、生き生きとした暮らしを実現するために、中心市街地内に存在する空き店舗を利用したコミュニティスペースの運営を行う。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～平成29年度	
<b>事業名：</b> 商店街装飾灯維持事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 防犯カメラ設置事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b>	地域商店会	勝沼町・西分町の商店で構成	<b>支援措置の内</b>	

現金つかみ取りセール事業 <b>内容：</b> イベント開催 <b>実施時期：</b> 昭和48年度～		される東栄会商店街において、「現金つかみ取り大会」を実施し、同商店街の活性化に寄与させる。 具体的には、商店街の中央に位置する青梅信用金庫本店において、商店街来客者を対象とした抽選会を行い、中心市街地の商業を活性化へ寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	<b>容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度		現金つかみ取りセール事業 <b>内容：</b> イベント開催 <b>実施時期：</b> 昭和48年度～		される東栄会商店街において、「現金つかみ取り大会」を実施し、同商店街の活性化に寄与させる。 具体的には、商店街の中央に位置する青梅信用金庫本店において、商店街来客者を対象とした抽選会を行い、中心市街地の商業を活性化へ寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	<b>容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名：</b> 青梅本町朝顔市事業 <b>内容：</b> 朝顔の販売等のイベント <b>実施時期：</b> 昭和63年度～	地域商店会	青梅市本町で毎年7月中旬に開催され、青梅の夏の風物詩ともなっている。朝顔の販売や抽選会を行い、中心市街地の商業の活性化に寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度		<b>事業名：</b> 青梅本町朝顔市事業 <b>内容：</b> 朝顔の販売等のイベント <b>実施時期：</b> 昭和63年度～	地域商店会	青梅市本町で毎年7月中旬に開催され、青梅の夏の風物詩ともなっている。朝顔の販売や抽選会を行い、中心市街地の商業の活性化に寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名：</b> 青梅仲町ほおずき市事業 <b>内容：</b> ほおずき販売等のイベント <b>実施時期：</b> 平成11年度～	地域商店会	青梅市仲町で毎年7月上旬に開催され、青梅の夏の風物詩ともなっており、お囃子等の催しも行い、市街地の商業の活性化に寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度		<b>事業名：</b> 青梅仲町ほおずき市事業 <b>内容：</b> ほおずき販売等のイベント <b>実施時期：</b> 平成11年度～	地域商店会	青梅市仲町で毎年7月上旬に開催され、青梅の夏の風物詩ともなっており、お囃子等の催しも行い、市街地の商業の活性化に寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名：</b> 東栄会だけの市事業 <b>内容：</b> 特売、ステージショーの開催等 <b>実施時期：</b> 昭和39年度～	地域商店会 (東栄会)	協同組合東栄会が特売、ステージショー、駄菓子屋の出店などによる催しを行い、中心市街地の商業を活性化する。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度		<b>事業名：</b> 東栄会だけの市事業 <b>内容：</b> 特売、ステージショーの開催等 <b>実施時期：</b> 昭和39年度～	地域商店会 (東栄会)	協同組合東栄会が特売、ステージショー、駄菓子屋の出店などによる催しを行い、中心市街地の商業を活性化する。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 新・元気を出せ！商店街事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名：</b> 東栄会による地域のための協同事業 <b>内容：</b> 惣菜店や子育て支援等施設運営 <b>実施時期：</b> 平成28年度～	地域商店会 (東栄会)	協同組合東栄会による地域のための協同事業として、地域コミュニティに密着した事業（惣菜店の経営や子育て支援等福利施設の運営）を行い、まちなかへの来街者増加をめざし、中心市街地の商業の活性化に寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 都市づくり公社 市民活動支援事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和4年度		<b>事業名：</b> 東栄会による地域のための協同事業 <b>内容：</b> 惣菜店や子育て支援等施設運営 <b>実施時期：</b> 平成28年度～	地域商店会 (東栄会)	協同組合東栄会による地域のための協同事業として、地域コミュニティに密着した事業（惣菜店の経営や子育て支援等福利施設の運営）を行い、まちなかへの来街者増加をめざし、中心市街地の商業の活性化に寄与させる。 これは目標②「経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	<b>支援措置の内容：</b> 都市づくり公社 市民活動支援事業 <b>実施時期：</b> 平成28年度～令和3年度	
<b>事業名：</b>	地域商店会	協同組合東栄会が、新たな映			新規追加				

東栄会商店街シールラリー事業 内容： シールラリーによる映画館との連携 実施時期： 令和3年度～	(東栄会)	画館「シネマネコ」と連携し、東栄会商店街での買い物によりシールを貯め、シネマネコのアイテムやチケットと交換を行うシールラリーを行う。 これは目標②「経済活力の向上」、③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。								
事業名： 青梅宿アートフェスティバル事業 内容： 昭和をイメージしたイベントの開催 実施時期： 平成3年度～	地域商店会	仲町～勝沼までの商店街で、毎年テーマを変えた昭和をイメージしたイベントを開催し、中心市街地の商業の活性化および地域内外からの集客を図る。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 新・元気を出せ！商店街事業 実施時期： 平成28年度～令和4年度			事業名： 青梅宿アートフェスティバル事業 内容： 昭和をイメージしたイベントの開催 実施時期： 平成3年度～	地域商店会	仲町～勝沼までの商店街で、毎年テーマを変えた昭和をイメージしたイベントを開催し、中心市街地の商業の活性化および地域内外からの集客を図る。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 新・元気を出せ！商店街事業 実施時期： 平成28年度～令和3年度	
事業名： 青梅大祭事業 (略)	(略)	(略)				事業名： 青梅大祭事業 (略)	(略)	(略)		
事業名： 青梅だるま市事業 (略)	(略)	(略)				事業名： 青梅だるま市事業 (略)	(略)	(略)		
事業名： 釜の淵新緑祭事業 (略)	(略)	(略)				事業名： 釜の淵新緑祭事業 (略)	(略)	(略)		
事業名： 昭和レトロ商品博物館の運営事業 (略)	(略)	(略)				事業名： 昭和レトロ商品博物館の運営事業 (略)	(略)	(略)		
事業名： 青梅赤塚不二夫会館の運営事業 内容： 施設の運営支援 実施時期： 平成15年度～ 令和元年度	NPO 法人観光協会ぶらり青梅宿、民間事業者	漫画家、赤塚不二夫の世界観を表現した青梅赤塚不二夫会館の運営支援を行い、中心市街地のにぎわいを創出する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。				事業名： 青梅赤塚不二夫会館の運営事業 内容： 施設の運営支援 実施時期： 平成15年度～	NPO 法人観光協会ぶらり青梅宿、民間事業者	漫画家、赤塚不二夫の世界観を表現した青梅赤塚不二夫会館の運営支援を行い、中心市街地のにぎわいを創出する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
事業名： 青梅赤塚不二夫会館周年記念イベント事業 内容： イベント開催 実施時期： 平成15年度～ 令和元年度	地域商店会	漫画家、赤塚不二夫の世界観を表現した青梅赤塚不二夫会館の開館日である10月18日にあわせイベントを行い、中心市街地のにぎわいを創出する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 新・元気を出せ！商店街事業 実施時期： 平成23年度～ 令和元年度			事業名： 青梅赤塚不二夫会館周年記念イベント事業 内容： イベント開催 実施時期： 平成15年度～	地域商店会	漫画家、赤塚不二夫の世界観を表現した青梅赤塚不二夫会館の開館日である10月18日にあわせイベントを行い、中心市街地のにぎわいを創出する。 これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。	支援措置の内容： 新・元気を出せ！商店街事業 実施時期： 平成23年度～	



事業名： 青梅織物工業協同組合エリア のにぎわい創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)			事業名： 青梅織物工業協同組合エリア のにぎわい創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)		
事業名： 青梅手づくりいっぱい市事 業 (略)	(略)	(略)				事業名： 青梅手づくりいっぱい市事 業 (略)	(略)	(略)			
事業名： まちなか映画祭(青梅シネマ) 事業 (略)	(略)	(略)				事業名： まちなか映画祭(青梅シネマ) 事業 (略)	(略)	(略)			
事業名： <u>「青梅時間プロジェクト」</u> 事業 内容： <u>カフェ、シェアオフィス、</u> <u>民泊等の提供</u> 実施時期： <u>令和元年度～</u>	(株)まち つくり青梅	<u>まちづくり会社が、観光案内</u> <u>所を兼ねたカフェ、シェアオフ</u> <u>イス、日本式木造住宅の民泊ス</u> <u>ペースの機能を有する建物を借</u> <u>り上げ、これを整備し事業者へ</u> <u>のサブリースを行うことによ</u> <u>り、新しいまちなか滞在の提案</u> <u>を行う。</u> <u>これは目標②「経済活力の向</u> <u>上」、③「回遊性の向上」の達</u> <u>成に必要な事業である。</u>				新規追加					
事業名： デジタルコンテンツを用いた 市街地および商店会等の PR 事業 (略)	(略)	(略)				事業名： デジタルコンテンツを用いた 市街地および商店会等の PR 事業 (略)	(略)	(略)			
事業名： <u>マルシェ常設化事業</u> 内容： <u>市有地を活用したマルシ</u> <u>ェの開催</u> 実施時期： <u>平成 28 年度～</u>	(株)まちつ くり青梅 民間事業者	<u>まちづくり会社を中心に市民、</u> <u>事業者が企画・参加し、地域の魅</u> <u>力ある個々の商品や日用品を販</u> <u>売するマルシェを常設化し、広場</u> <u>としても整備することで、市街地</u> <u>における買い物利便性および回</u> <u>遊性の向上を図る。</u> <u>これは、まちなかの賑わいを</u> <u>創出し、中心市街地の魅力を向上</u> <u>させることから、中心市街地の活</u> <u>性化に必要な事業である。</u>				(2) ①から移設					
事業名： おうめ環境フェスタ事業 (略)	(略)	(略)				事業名： おうめ環境フェスタ事業 (略)	(略)	(略)			
事業名： まち歩きガイド育成事業 (略)	(略)	(略)				事業名： まち歩きガイド育成事業 (略)	(略)	(略)			
事業名：	(略)	(略)				事業名：	(略)	(略)			

ウォーキングイベント「駅からハイキング」事業 (略)					ウォーキングイベント「駅からハイキング」事業 (略)				
<b>事業名：</b> レンタサイクル事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> レンタサイクル事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 市民劇場事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> <b>市民劇場事業</b> (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 総合文化祭事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> <b>総合文化祭事業</b> (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 青梅市立郷土博物館企画展等開催事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> 青梅市立郷土博物館企画展等開催事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 青梅市立美術館(青梅市立小島善太郎美術館)企画展等開催事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> 青梅市立美術館(青梅市立小島善太郎美術館)企画展等開催事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> アートプログラム事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> アートプログラム事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 青梅市まるごとアート支援事業 <b>内容：</b> 文化芸術活動の支援 <b>実施時期：</b> 平成21年度～ <u>令和2年度</u>	青梅市	自主的な文化芸術活動を行う団体の事業を支援し、市民が生き生きとした暮らしを実現する。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。			<b>事業名：</b> 青梅市まるごとアート支援事業 <b>内容：</b> 文化芸術活動の支援 <b>実施時期：</b> 平成21年度	青梅市	自主的な文化芸術活動を行う団体の事業を支援し、市民が生き生きとした暮らしを実現する。 これは目標②「経済活力の向上」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
<b>事業名：</b> まちゼミ開催事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> まちゼミ開催事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 青梅ロケーションサービス事業 (略)	(略)	(略)			<b>事業名：</b> 青梅ロケーションサービス事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> <u>地域活性化情報発信事業</u> <b>内容：</b> <u>イベント開催</u> <b>実施時期：</b> <u>令和3年度～</u>	<u>民間事業者</u>	<u>青梅市の地域活性化につながる地域密着型の情報発信イベント「MADE IN OME」(飲食・物販・音楽等のイベント)を開催し、中心市街地のにぎわいを創出する。</u> <u>これは目標③「回遊性の向上」</u>			<u>新規追加</u>				

		<u>の達成に必要な事業である。</u>		
<b>事業名：</b> <u>大学生との連携による活性化事業</u>	民間大学	<u>毎年、「中心市街地活性化」等をテーマとして、大学生のフィールドワークを通じた地域との交流を実施。活性化策の提案や動画作成等を行う。</u>		
<b>内容：</b> <u>フィールドワークを通じた地域交流</u>		<u>これは目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。</u>		
<b>実施時期：</b> <u>令和2年度～</u>				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項  
[1]～[2] (3) 略

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅市公共交通基本計画の推進事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> バス事業者への補助事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 青梅駅ホーム新設事業 <b>内容：</b> 駅ホーム等の整備事業 <b>実施時期：</b> 平成26年度～ 令和4年度	J R 東日本	J R 青梅線青梅駅のホームについて、現状の1面2線から2面3線へと新設工事を行うとともに、エレベータの整備を行い、利便性の向上を図る。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
<b>事業名：</b> カーシェアリング事業 (略)	(略)	(略)		

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項  
[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項  
(1) 青梅市中心市街地活性化協議会構成員

<u>新規追加</u>				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項  
[1]～[2] (3) 略

(4) 国以外の支援措置の内容及び実施時期

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<b>事業名：</b> 青梅市公共交通基本計画の推進事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> バス事業者への補助事業 (略)	(略)	(略)		
<b>事業名：</b> 青梅駅ホーム新設事業 <b>内容：</b> 駅ホーム等の整備事業 <b>実施時期：</b> 平成26年度～ 令和元年度	J R 東日本	J R 青梅線青梅駅のホームについて、現状の1面2線から2面3線へと新設工事を行うとともに、エレベータの整備を行い、利便性の向上を図る。 これは目標①「街なか居住の促進」、目標③「回遊性の向上」の達成に必要な事業である。		
<b>事業名：</b> カーシェアリング事業 (略)	(略)	(略)		

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項  
[1] 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項  
(1) 青梅市中心市街地活性化協議会構成員

番号	根拠条文	所属	団体名	団体役職名	
1	法第15条 第1項関係	地域経済	青梅商工会議所	会頭	
2			青梅商工会議所	副会頭	
3			青梅商工会議所	副会頭	
4			<u>青梅商工会議所</u>	<u>副会頭</u>	
5			青梅商工会議所	専務理事	
6		都市機能	株式会社まちづくり青梅	代表取締役	
7			株式会社まちづくり青梅	取締役	
8			<u>株式会社まちづくり青梅</u>	<u>取締役</u>	
9	法第15条 第4項関係	市	青梅市	副市長	
10			青梅市	企画部長	
11			青梅市	<u>経済スポーツ部長</u>	
12		商業者	青梅市商店会連合会	会長	
13			青梅本町商店会	<u>会長代理</u>	
14			仲町2丁目商店会	会長	
15			<u>住江町商店会</u>	<u>会長</u>	
16			キネマ通り睦会	会長	
17			協同組合東栄会	理事長	
18			西分大通り振興会	会長	
19			青梅市上町商店会	会長	
20			交通事業者	JR東日本旅客鉄道	青梅駅長
21				東京都交通局	青梅支所長
22		西東京バス		青梅営業所長	
23		京王自動車株式会社		青梅地区営業所長	
24		市民団体	NPO法人観光協会ぶらり青梅宿	理事長	
25			青梅駅前地区市街地再開発組合	理事長	
26			青梅宿の景観を育む会	会長	
27		地域経済	青梅織物工業協同組合	理事長	
28		法第15条 第8項関係	地域住民	第1支会	支会長
29				第8支会	支会長
30			観光関係	一般社団法人青梅市観光協会	会長
31				青梅信用金庫	理事長
32			地域経済	一般社団法人青梅青年会議所	理事長
33				株式会社マルフジ	<u>営業支援課課長代理</u>
34				青梅市医師会	会長
35			医療・福祉	社会福祉法人青梅市社会福祉協議会	常務理事

(2) 略

(3) 開催状況

・第1回～第18回 略

・第19回青梅市中心市街地活性化協議会（令和2年10月30日）

主要内容：青梅市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告等

番号	根拠条文	所属	団体名	団体役職名
1	法第15条 第1項関係	地域経済	青梅商工会議所	会頭
2			青梅商工会議所	副会頭
3			青梅商工会議所	副会頭
4			青梅商工会議所	専務理事
5	都市機能	株式会社まちづくり青梅	代表取締役	
6		株式会社まちづくり青梅	取締役	
7	市	青梅市	副市長	
8		青梅市	企画部長	
9		青梅市	<u>まちづくり経済部長</u>	
10	法第15条 第4項関係	商業者	青梅市商店会連合会	会長
11			<u>青梅商業協同組合</u>	<u>理事長</u>
12			青梅本町商店会	<u>代表</u>
13			<u>仲町1丁目ネオン会</u>	<u>会長</u>
14			仲町2丁目商店会	会長
15			<u>住江町商店街振興組合</u>	<u>理事長</u>
16			キネマ通り睦会	会長
17			<u>本町仲通り睦会</u>	<u>会長</u>
18			協同組合東栄会	理事長
19			西分大通り振興会	会長
20			青梅市上町商店会	会長
21	交通事業者	JR東日本旅客鉄道	青梅駅長	
22		東京都交通局	青梅支所長	
23		西東京バス	青梅営業所長	
24		京王自動車株式会社	青梅地区営業所長	
25	市民団体	NPO法人観光協会ぶらり青梅宿	理事長	
26		青梅駅前地区市街地再開発 <u>準備</u> 組合	理事長	
27		青梅宿の景観を育む会	会長	
28	地域経済	青梅織物工業協同組合	理事長	
29	法第15条 第8項関係	地域住民	第1支会	支会長
30			第8支会	支会長
31		観光関係	一般社団法人青梅市観光協会	会長
32		地域経済	青梅信用金庫	理事長
33			一般社団法人青梅青年会議所	理事長
34			株式会社マルフジ	<u>営業支援課長</u>
35			<u>河辺北商店会</u>	<u>事務局</u>
36		医療・福祉	青梅市医師会	会長
37			社会福祉法人青梅市社会福祉協議会	常務理事

(2) 略

(3) 開催状況

・第1回～第18回 略

・新規追加



- ・ 第20回青梅市中心市街地活性化協議会（令和3年4月27日）（書面開催へ変更）  
 主な内容：青梅市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告等、基本計画延長に対する意見書協議
- ・ 第21回青梅市中心市街地活性化協議会（令和3年11月17日）  
 主な内容：青梅市中心市街地活性化基本計画の進捗状況報告等、基本計画変更（案）に対する意見書協議

(4) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のために、以下の事業を実施する。

4. 略
5. 都市福利施設を整備する事業
  - ・ 青梅駅前地区市街地再開発事業（再掲）
  - ・ 新市民ホール等複合施設（仮称）整備事業
  - ・ 新生涯学習施設（仮称）整備事業
  - ・ 休日夜間診療所整備事業
  - ・ 東京都西多摩保健所建設事業
  - ・ 空き店舗を活用した子育て支援施設の運営事業
6. 略
7. 商業の活性化のための事業
  - ・ タウンマネジャー設置事業
  - ・ 映画館整備・運営事業（シネマネコ）
  - ・ 旧青梅街道沿道のまちなか再生事業
  - ・ 商業・商店街活性化アドバイザー活用事業
  - ・ 津雲邸再整備による交流拠点事業
  - ・ 創業支援コワーキングスペース設置・運営事業
  - ・ 買い物いこいの広場の再整備事業
  - ・ 空店舗活性化事業（チャレンジショップ）
  - ・ 商店街装飾灯維持事業
  - ・ 防犯カメラ設置事業
  - ・ 青梅織物工業協同組合施設の保全活用事業
  - ・ 青梅織物工業協同組合エリアのにぎわい創出事業
  - ・ 「青梅時間プロジェクト」事業
8. 略

(4) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] ~ [3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積のために、以下の事業を実施する。

4. 略
5. 都市福利施設を整備する事業
  - ・ 青梅駅前地区市街地再開発事業（再掲）
  - ・ 新市民ホール等複合施設（仮称）整備事業
  - ・ 新生涯学習施設（仮称）整備事業
  - ・ 新規追加
  - ・ 東京都西多摩保健所建設事業
  - ・ 空き店舗を活用した子育て支援施設の運営事業
6. 略
7. 商業の活性化のための事業
  - ・ タウンマネジャー設置事業
  - ・ 新規追加
  - ・ 旧青梅街道沿道のまちなか再生事業
  - ・ 商業・商店街活性化アドバイザー活用事業
  - ・ 津雲邸再整備による交流拠点事業
  - ・ 創業支援コワーキングスペース設置・運営事業
  - ・ 買い物いこいの広場の再整備事業
  - ・ 空店舗活性化事業（チャレンジショップ）
  - ・ 商店街装飾灯維持事業
  - ・ 防犯カメラ設置事業
  - ・ 青梅織物工業協同組合施設の保全活用事業
  - ・ 青梅織物工業協同組合エリアのにぎわい創出事業
  - ・ 新規追加
8. 略

1 1. 略

1 2. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載 (p. 55~74)
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項[2]中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載 (p. 106~112)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載 (p. 43~46)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 (p. 104~115)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 (p. 116~118)
その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載 (p. 119~120)	
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載 (p. 75~102)
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載 (p. 55~73) 4. ~8. の事業ごとの「目標達成のための位置付け及び必要性」に記載 (p. 75~102)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. ~8. の事業ごとの「実施主体」に記載 (p. 75~102)
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. ~8. の事業ごとの「実施時期」に記載 (p. 75~102)

1 1. 略

1 2. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載 (p. 55~73)
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項[2]中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載 (p. 103~108)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載 (p. 43~46)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 (p. 101~111)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 (p. 112~114)
その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載 (p. 115~116)	
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載 (p. 74~99)
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地活性化の目標」に記載 (p. 55~73) 4. ~8. の事業ごとの「目標達成のための位置付け及び必要性」に記載 (p. 74~99)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. ~8. の事業ごとの「実施主体」に記載 (p. 74~99)
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. ~8. の事業ごとの「実施時期」に記載 (p. 74~99)



